

(審査案件第89号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県警察本部長が、「警察職員であるとされる特定個人の勤務状況等がわかる文書」について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 平成26年（2014年）5月26日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、次の文書（以下「本件請求対象文書」という。）について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - (1) 平成24年に、〇〇警察署で勤務していた交通課員6名について、特定の日付において勤務（どこで何をしていたのか、交通課の中の、どの班に所属していたのか）していたことがわかる文書（勤務表、日誌等）
 - (2) 平成24年に、警察本部〇〇課で勤務していた1名について、特定の日付において勤務（どこで何をしていたか）していたことがわかる文書（勤務表、日誌等）
- 2 平成26年6月4日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求対象文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号の規定により非公開とすべき個人に関する情報を公開することになるとして、条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成26年7月3日、審査請求人は、長野県公安委員会（以下「本件諮問機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 警察職員に関しては、慣行として、一部の氏名を公表しているにすぎず、他の情報公開については認められないとしているが、その解釈に誤りがある。
- 2 私は交通事故の加害者とされているが、この事件は警察職員らが関与している犯罪事件である。本件請求対象文書に記載の情報は、条例第7条第2号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する。
- 3 本件請求は、犯罪に関与する警察官の情報を公開することにより、犯罪者たちを逮捕することにつながり、犯罪を減らすという公益に資するものであることから、条例第9条の裁量的公開の対象となる。
- 4 条例第7条第2号ただし書ウについて、長野県情報公開条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号。以下「公安委員会規則」という。）で、警部補以下の警察官の氏名を一律に除外したことは不当である。

第4 本件諮問機関の主張の要旨

本件諮問機関が理由説明書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求において、審査請求人は、特定の個人の氏名を列挙し、それぞれの特定の日における勤務状況等のわかる勤務表、日誌等の文書を請求している。特定の個人の氏名及びその勤務状況等は、個人に関する情報であり、条例第7条第2号の非公開情報に該当する。
- 2 条例第7条第2号ただし書アについて、実施機関は、警察署の課長相当職以上及び警察本部の課長補佐相当職以上の職にある警察職員の人事異動について慣行として公表を行っているものの、本件請求で列挙された個人（以下「本件特定

個人」という。)の氏名でこれに該当するものはなく、これ以外に法令等の規定により又は慣行として公にし、又は公にすることを予定しているものはない。

- 3 審査請求人は、犯罪事件の解明に必要であり、条例第7条第2号ただし書イに該当する旨主張するが、審査請求人の個人的な必要性にすぎず、本件特定個人の氏名は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当しない。また、条例第9条の規定により裁量的公開を行う公益上の必要性も認められない。
- 4 警察職員は、その職務の特殊性から、その他の職員に比べ氏名を公開することにより当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高い。このことから、条例第7条第2号ただし書ウに規定する公務員のうち氏名を公開しないこととする警察職員の職を、公安委員会規則において、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職と定めている。本件請求(1)のうち5名については、それぞれ職又は階級を併記した上で、特定の者の特定の日の勤務状況等を請求しており、その職又は階級は公安委員会規則に定める職である。本件請求(1)の残りの1名及び(2)の1名については、職又は階級等の記載がなく、個人の氏名のみが記載されているが、これらの者は、公安委員会規則に定める職にある者以外の者の中には該当者が存在していない。
- 5 本件請求の場合、本件請求に係る公文書の存在すること又はしないことを答えること自体が、特定の者が警察職員であるか否かを明らかにすることになり、条例第7条第2号の個人に関する情報を明らかにすることとなることから、本件請求に対しては、条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存在を明らかにしないで、本件請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

しかしながら、条例第3条では、個人の秘密その他の通常他人に知られたいく

い個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならぬと定めており、条例第7条第2号で個人に関する情報についての非公開規定が設けられている。

当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 条例第10条の適用について

本件請求は、警察職員であるとする本件特定個人7名の氏名を挙げ、特定の日において本件特定個人が勤務していたことが分かる勤務表、日誌等の文書の公開を求めているものである。

条例では、実施機関は公文書公開請求に対して、当該請求に係る公文書が存在していれば公開又は非公開決定を行い、存在していなければ不存在決定を行うこととされている。したがって、公文書の不存在を理由とする非公開決定の場合以外の決定では、公文書の存在が前提となっている。しかしながら、公文書公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、この場合、実施機関は、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができることとされている。

本件実施機関は、本件請求対象文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号の規定により非公開とすべき個人に関する情報を公開することとなるため、条例第10条の規定により、本件決定を行った旨主張するので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号では、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」は、非公開情報と規定されている。「個人に関する情報」には、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれ、特定の個人が特定の組織に所属していたか否かという情報も、「個人に関する情報」に該当する。

本件請求は、本件特定個人が平成24年に本県警察の〇〇警察署交通課及び本部〇〇課に配属されていたことを前提として、特定の個人の勤務実態を請求しているところ、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えることにより、その者が本県警察に所属していた事実が存在するか否かの情報を公開することとなるものと認められる。したがって、本件請求対象文書が存在しているか否かの情報を公開することは、非公開情報として条例第7条第2号本文に規定されている「個人に関する情報」を公開することとなる。

一方で、同号ただし書は非公開情報についての例外事項を限定列挙しており、アで「法令等の規定又は慣行として公にされる情報」、イで「人の生命、

健康、生活又は財産を保護するため必要な情報」、ウで「公務員の職務遂行情報における当該公務員の職及び氏名等」を公開することとしている。また、同号ただし書ウについては、「公務員の職務遂行情報における当該公務員の職及び氏名等」のうち、「当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名及び公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名を除く」としており、公安委員会規則において、その職は「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」と規定している。

本件特定個人が本県警察に所属していた事実が存在するか否かの情報が、同号ただし書ア、イ及びウに規定された公開すべきとされる情報に該当するものであるか否かについて、以下(2)から(4)までで検討する。

(2) 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アで規定されている「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、実施機関では、職員録等で、警察署の課長相当職以上及び警察本部の課長補佐相当職以上の職員の氏名を公表し、当該職員が本県警察に所属していることを明らかにしている。本件特定個人7名の中には、公表されている警察職員と氏名が一致する者は存在しない。よって、本件特定個人が本県警察に所属していた事実が存在するか否かの情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと認められる。

(3) 条例第7条第2号ただし書イの該当性について

審査請求人は、本件請求の動機となる交通事故に関する実施機関の捜査により被害を受けている旨主張するが、その内容から、現に人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生し、又は発生する蓋然性が高い状況は認められない。よって、本件特定個人が本県警察に所属していた事実が存在するか否かの情報は、条例第7条第2号ただし書イに該当するとは認められない。

(4) 条例第7条第2号ただし書ウの該当性について

条例第7条第2号ただし書ウは、当該情報が公務員等の職務の遂行に係る情報である場合において、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名及び公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名を除き、当該公務員等の氏名を公開することとしている。この規定は、当該情報に係る個人が公務員等であることを前提としている。本件請求は、本件特定個人が警察職員であるとして請求を行っているものであるが、本件特定個人が、同号ただし書ウに規定される「公務員等」に該当するか否かについては、判断することができない。よって、本

件特定個人が本県警察に所属していた事実が存在するか否かの情報に係る非公開情報該当性の判断において、条例第7条第2号ただし書は適用にならないものと認められる。

以上のことから、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第2号本文で非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、本件請求は、条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで拒否すべきものと認められる。

3 その他の審査請求人の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成26年（2014年）	8月7日	諮問
	9月18日	審議
	10月9日	理由説明書受領
	10月29日	審議
	11月28日	意見書受領
	12月15日	審議
平成27年（2015年）	1月22日	本件諮問機関からの意見聴取
	3月16日	審議
	5月14日	審議終結